

◆任意継続保険の加入手続きについて◆

任意継続保険に加入するには？

- ①退職日の前日まで引き続き2か月以上被保険者であったこと。
 - ②退職日の翌日から20日以内に手続きを行うこと。（手続きは退職日前でも可）
 - ③加入月分（初回）保険料が納付されていること。
- ※上記①②③全てに該当していることが条件です。

【加入手続きの流れ】

1. 別添『任意継続被保険者資格取得申請書』に必要事項を記入して下さい。（鉛筆での記入不可）
2. 1の『申請書』を、申請者 → 事業所担当者 → 健康保険組合 へ提出して下さい。
3. 退職日の翌日（以降）に、『加入月分保険料納付書』をご自宅へ郵送致します。
4. 3の『納付書』により、加入月分の保険料を銀行振込して下さい。
※現金の持ち込みや口座振替はできませんので、ご了承下さい。
5. **健康保険組合にて加入月分保険料の入金確認がとれ次第**、下記の書類をご自宅へ郵送いたします。
※今後、納めていただく納付書も同封いたしますので、納付案内に従って**忘れずにお手続きをお願い致します。**

▼初回月分の保険料を健保が確認後、送付する書類

- ①今後納めていただく『保険料納付書』（緑色）
- ②『任意継続健康保険料納付案内』
- ③『健康保険証』
- ④『健康保険被保険者資格取得通知書』
- ⑤『任意継続被保険者の手引き』

【注意事項】

1. 在職中の健康保険証は、**退職日の翌日から使用できません。**
退職後すみやかに事業所経由で健康保険組合へ返却して下さい。
2. 新しい健康保険証は、加入月分の保険料の入金確認がとれ次第、ご自宅へ郵送致します。健康保険証がお手元に無い期間に病院にかかる場合は、病院窓口にて「現在、任意継続の手続き中です」とお伝えいただき、費用の精算方法については、病院の指示に従ってください。

◆精算方法の例◆

- ①一旦全額自費で払い、新しい健康保険証が交付され次第、病院（薬局含む）の窓口で提示し、精算してもらう。
（病院にもよりますが、同月内であればだいたいこの方法で精算していただけます）
- ②一旦全額自費で払い、その費用を健康保険組合へ請求して返金を受ける。
※上記①が不可能な場合は②の方法となりますので、健保組合までご連絡ください。
※請求の際、『領収書（患者名で発行されたものでレシートは不可）』および『診療報酬明細書』、**処方せんによる薬局の場合は『調剤報酬明細書』が必要**となりますので、必ずもらっておいてください。
※なお、自費により割増となった場合の健康保険診療分との差額や消費税分については、返金（給付）の対象となりません。
3. 任意継続の保険料は、退職時の標準報酬月額（前年の平均以上の方は平均額）により算出された額が、原則として、脱退するまで適用されます。
4. 任意継続保険に加入できる期間は、2年間です。

★任意継続保険については…



JSR健康保険組合 任意継続保険担当まで
TEL:059(345)8004 内線:227-3121
健保専用メール:jsr_kenpo@jsr.co.jp
健保ホームページ:https://www.jsrkenpo.or.jp/